

学校法人和歌山信愛女学院 行動計画

本学では、次世代育成支援対策推進法および女性活躍推進法に基づき、「一般事業主行動計画」について検討しています。「一般事業主行動計画」とは、職員が仕事と子育ての両立を図るため、また女性の個性と能力が十分に発揮できるよう環境整備や労働条件の取り組みに対する計画です。

学校法人和歌山信愛女学院
理事長 森田 登志子

本学は、働きやすい環境の整備を行うことによって、職員が仕事と生活の調和を図り、その能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年4月1日～令和12年3月31日まで

2. 内容

目標1：妊娠中や出産後の女性労働者の健康の確保のため、相談体制の整備
〈対策〉

- ◆ 令和7年4月1日～ 大学は副学長、短期大学は副学長、中学校・高等学校は副校長、幼稚園は主任を相談窓口とする。
- ◆ 令和7年4月1日～ 労働基準法で定められている母性保護の観点からの助言及びメンタルヘルスに関する相談

目標2：産前産後休暇や育児休業中の給付制度、社会保険料免除など制度の周知を行う。
〈対策〉

- ◆ 令和7年4月1日～ パンフレットや連絡等での情報提供
- ◆ 令和7年4月1日～ その他、面接による情報提供

目標3：出産や子育て、配偶者の転勤等の理由による退職者に対し、再雇用を促進する。
〈対策〉

- ◆ 令和7年4月1日～ 本人の希望など再雇用のための面接の実施（再雇用率を5%上げる）

目標4：育児休業後、職場に復帰する時の不安を解消するよう対策する。
〈対策〉

- ◆ 令和7年4月1日～ 産前産後休暇、育児休業を安心して取得できるよう、取得時に復職後の職種、給与等の条件を明示する。

目標 5. 男性の子育て目的の休暇の取得を促進する。

- ◆ 令和 7 年 4 月 1 日～ 出生時育児休業中の給与や社会保険料に関する扱いについて周知する。

目標 6. 管理職に占める女性の割合を現在の 27 % から 30 % にまで上げる。

- ◆ 令和 7 年 4 月 1 日～ 経営層や管理職を対象に、会議にて女性活躍に関する意見交換を実施する。

目標 7. 男女の平均継続勤務年数の差異を現在の 1.5 年から 1 年にまで下げる。

- ◆ 令和 7 年 4 月 1 日～ 経営層や管理職を対象に、会議にて職業生活と家庭生活との両立の実現に関する意見交換を実施する。